

新たな北海道総合開発計画の策定に向けた
今後の調査審議の進め方について（案）

令和 3 年 1 0 月 日
国土審議会北海道開発分科会

1 今後の調査審議について

北海道開発をめぐる潮流の急激な変化を踏まえ、北海道の優れた資源・特性を活かし、国の課題解決に貢献するとともに、地域の活力ある発展を図るため、新たな北海道総合開発計画を策定することができるよう、計画案の作成に必要な調査審議を進める。

2 調査審議の体制について

1 に掲げた事項の調査審議のため、別紙のとおり国土審議会北海道開発分科会に計画部会を置く。

なお、計画推進部会については、これを廃止する。

北海道開発分科会計画部会設置要綱（案）

令和3年10月 日
北海道開発分科会決定

（設置）

- 1 国土審議会令（平成12年政令第298号）第3条第1項の規定に基づき、北海道開発分科会（以下「分科会」という。）に計画部会（以下「部会」という。）を置く。

（任務）

- 2 部会は、新たな北海道総合開発計画の策定に関し必要な事項について調査審議し、その結果を分科会に報告する。

（専門委員会）

- 3 部会に、その定めるところにより、専門の事項を調査させるための専門委員会を置くことができる。
- 4 専門委員会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、部会長が指名する。
- 5 専門委員会に、委員長を置き、当該専門委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちから部会長が指名する。
- 6 委員長は、専門委員会の事務を掌理する。
- 7 委員長に事故があるときは、当該委員会に属する委員、特別委員又は専門委員のうちからあらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。

（庶務）

- 8 部会の庶務は、国土交通省北海道局総務課において処理する。

（雑則）

- 9 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

（附則）

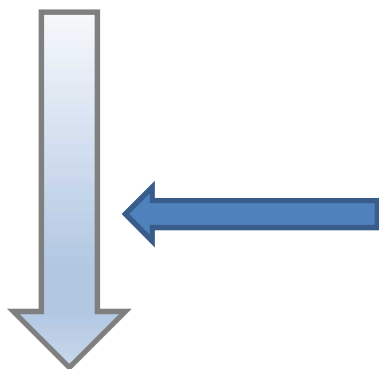
この要綱は、令和3年10月 日から施行する。

今後の検討スケジュール（案）

- 令和3年度末以降、計画部会を適宜開催し、令和4年を目処に中間整理をとりまとめ。
- 以降も適宜計画部会を開催し、令和5年度を目指し新たな北海道総合開発計画を策定（諮問時期については未定）。

（1）令和3年10月14日 第25回北海道開発分科会

- 計画部会の設置により、計画部会において新たな北海道総合開発計画の策定に向けた検討を着手

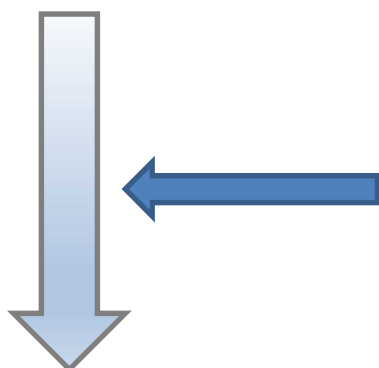


《令和3年度末以降》

- 計画部会を適宜開催し、中長期を視野に入れた新たな北海道総合開発計画の策定（中間整理）に向けた調査審議を実施
- 併せて地方公共団体、経済団体等、地域からの多様な意見を聴取

（2）令和4年目処

- 計画部会での議論（中間整理）の報告



- 計画部会において、新たな北海道総合開発計画の策定（部会報告）に向けた調査審議を適宜実施

（3）令和5年度目処

- 新たな北海道総合開発計画に関する計画部会報告
- パブリックコメント等を経て計画案を了承（答申）
- ◆ 新たな北海道総合開発計画を策定